会 員 各位

(一社) 香川県トラック協会

# 5月の情報提供

(詳しい情報については、香ト協 HP お知らせをご覧ください)

| 1.  | 香ト協燃料ニュース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                             | 1     |
|-----|--|-------|
| 2.  | 香ト協令和2年度事業報告書等の提供について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5     |
| 3.  | 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和3年3月分)・・・                     | 2 3   |
| 4.  | 乗務員一般講習会・ステップアップ講習のご案内・・・・・・・・・                            | 2 7   |
| 5 • | 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内・・・・・                           | • 3 1 |
| 6.  | 省エネ運転実践講習会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・                            | 3 5   |
| 7.  | 香川県トラックドライバー・コンテストの開催について・・・・・・                            | 3 7   |
| 8.  | 香ト協助成金制度説明会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 4 1   |
| 9.  | 運行管理者試験事前勉強会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 4 3   |
| 10. | 自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請期間等について・・・・                          | 4 5   |
| 11. | 香ト協ホームページに求人情報を掲載しませんか?・・・・・・・・                            | 5 1   |
| 12. | 「STOP!熱中症クールキャンペーン」の実施について(14 ページ)・・                       | 5 3   |
| 13. | 第 28 回香川県フォークリフト運転競技大会の実施について ・・・・・                        | 6 7   |
| 14. | 陸災防香川県支部の皆様へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 6 9   |
| 15. | 会員名簿の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | 7 0   |

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からコピーしてご利用下さい。

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため、「7月の情報提供」からは香ト協ホームページ (https://www.kagawa-truck.jp/) に掲載いたします。

メニュー「会員の皆様へ」→「広報誌・情報提供」をクリック

# 令和2年度事業報告書等の提供

- ①事業報告書
- ②正味財産増減表 (総括表)
- ③貸借対照表(総括表)
- ④公益目的支出計画実施報告書(抜粋)
- ⑤監査報告書

一般社団法人香川県トラック協会

# 令和2年度事業報告

#### I. 事業概要

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる一方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

また、我が業界においては、コロナ禍での通販需要の拡大や経済活動の再開、自動車産業を中心とした生産の回復に伴い輸送量は回復基調となっているが、少子高齢化による人口構造の変化でドライバー不足は深刻であり、労働集約型産業のためその影響は大きく、事業の維持存続にも影を落としている。また、環境規制や安全規制に対応するための設備投資は、従前よりコストが増加する傾向であった。さらには、燃料価格が地政学的な要因や産油国の取り扱い等によって安定せず、事業経営は楽観できない状況であった。

こうした状況の中、香川県トラック協会では、災害訓練の参加や緊急物資備蓄などの緊急物資輸送体制整備事業、巡回指導やGマーク取得促進などの適正化事業、各種乗務員講習会や交通安全啓発、安全装置等の導入促進などの交通安全対策事業、省エネ運転講習会や低公害車導入促進などの環境対策事業、健康診断受診助成や免許取得促進などの経営改善対策事業、会員への情報提供や業界外への啓発活動などの広報・サービス改善事業を推進してきた。また、全日本トラック協会と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減化、高速道路料金の引下げ、サービスエリアにおける駐車スペースの整備・拡充等を要望してきた。

- Ⅱ. 期末の現況(令和3年3月31日)
- 1. 会員総数 6 0 4 会員 (期中 入会数 19 社 退会数 5 社)
- 2. 保有車輌数 12,937両 (前年度保有車両数 12,786両)
- 3. 役員数 理事30名 監事3名
- 4. 委員会、支部等の組織
  - ①常設委員会(7委員会)

総務委員会、適正化事業委員会、交通対策委員会、環境対策委員会、経営改善委員会 災害対策委員会、交付金地方運営委員会

②支部 (9支部)

高松第1支部、高松第2支部、高松第3支部、高松第4支部、坂出支部、仲多度支部 三豊支部、大川支部、小豆島支部

- ③ 部会 (7 部会)
  - セメント部会、ダンプ部会、重量部会、特別積合部会、引越部会、タンクトラック部会、 女性部会
- ④協議会(1協議会)

青年協議会

# Ⅲ. 総会・理事会の開催状況

| 開 催 日           | 内容                                    |
|-----------------|---------------------------------------|
|                 | 第 47 回通常総会 於:香川県トラック総合会館              |
|                 | 1. 令和元年度事業報告及び同収支決算(貸借対照表及び正味財産増減計    |
| 令和2年6月2日        | 算書)承認の件                               |
|                 | 2. 令和2年度事業計画及び同収支予算報告の件               |
|                 | 3. 理事選任承認の件                           |
|                 | 第1回理事会(みなし決議)                         |
|                 | 1. 新入会員承認の件                           |
|                 | 2. 令和元年度事業報告 (案)、同収支決算 (案) 及び公益目的支出計画 |
|                 | 実施報告書承認の件                             |
| 令和2年5月15日       | 3. 令和2年度収支予算の一部変更の承認の件                |
|                 | 4. 運輸政策研究会等令和元年度事業報告(案)、同収支決算(案)承認    |
|                 | の件                                    |
|                 | 5. 理事選任承認の件                           |
|                 | 6. 第43回近代化基金融資申込公募要領(案)承認の件           |
|                 | 第2回理事会 於:香川県トラック総合会館                  |
| 令和 2 年 7 月 27 日 | 1. 新入会員承認の件                           |
|                 | 2. 第43回近代化基金融資推薦承認の件                  |
|                 | 3. 職務執行状況報告承認の件                       |
|                 | 第3回理事会 於:香川県トラック総合会館                  |
| _               | 1. 新入会員承認の件                           |
| 令和2年11月26日      | 2. 第43回近代化基金融資推薦承認の件                  |
|                 | 3. 事務局組織規程等改正の件                       |
|                 | 4. 職務執行状況報告承認の件                       |
|                 | 第4回理事会 於: 香川県トラック総合会館                 |
|                 | 1. 新入会員承認の件                           |
|                 | 2. 令和3年度事業計画(案)承認の件                   |
| 令和3年3月9日        | 3. 令和3年度収支予算(案)承認の件                   |
|                 | 4. 令和2年度交付金事業計画及び資金計画補正承認の件           |
|                 | 5. 第48回通常総会開催(案)承認の件                  |
|                 | 6. 常勤役員の定年延長承認の件                      |
|                 | 7. 職務執行状況報告承認の件                       |

# IV. 事業活動

# 1. 緊急物資輸送体制整備事業

(1)国や県が実施する防災訓練や演習に積極的に参画し、緊急輸送要請に迅速に対応できるよう輸送体制と情報連絡体制の整備を図った。

#### 【訓練実績一覧】2件

| 開催日                   | 訓練名           | 内 容            |  |  |
|-----------------------|---------------|----------------|--|--|
| 0 8 00 8 (4) 00 8 (7) | 支援物資物流訓練      | 県庁職員への輸送スキル向上の |  |  |
| 8月28日俭、30日(日)         | (会場:香川県消防学校他) | ための訓練          |  |  |
| 0 8 00 11/11/         | 香川県総合防災訓練     | 香川県と市町との合同訓練   |  |  |
| 8月30日(日)              | (会場:香川県消防学校)  | 省川泉と川町との古町訓練   |  |  |

### 【緊急輸送実績一覧】1件

| 対応期間               | 災害名      | 内 容           |
|--------------------|----------|---------------|
| 11月7日(土)~12月21日(月) | 鳥インフルエンザ | 支援物資輸送(5両5日車) |

#### 【緊急輸送強化を目指した会議等実績一覧】1件

| 開催日           | 会議名 内容              |                 |  |  |
|---------------|---------------------|-----------------|--|--|
| 10 H 07 H (H) | 災害に強い物流システムの構築に関する担 | 行政機関、関係団体、物流事業者 |  |  |
| 10月27日火)      | 当者連絡会(会場:髙松サンポート)   | 等による災害対応検討会議    |  |  |

### 【その他】1件

| 開催日    実施名 |                   | 内 容                        |
|------------|-------------------|----------------------------|
| 11月1日(日)   | シェイクアウト (会場:香川県内) | 防災意識向上を目指した県内一斉<br>に行う避難訓練 |

#### 【中止】

| 開催日          | 実施名            | 理 由            |
|--------------|----------------|----------------|
| 5月24日(日)     | 令和2年度土器川総合水防演習 |                |
| 11月26日休~27日俭 | 大容量泡放射システム搬送   | 新型コロナウイルス感染症拡大 |
| 12月10日休~11日份 | 緊急物資輸送担当者研修    | のため            |
| 2月2日(火)~3(水) | 災害物流専門家研修      |                |

(2) 災害に備え、水や食料等防災用品を計画的に備蓄した。

協会保有備蓄品(令和2年度購入分まで)

| 品目 | 飲料水 (500ml) アルファ米 食材入りが |         | 食材入り飯     | 缶入りパン     |
|----|-------------------------|---------|-----------|-----------|
| 数量 | 2,016本                  | 2,000 個 | 850 個     | 1,800 缶   |
| 品目 | 毛布                      | 歯ブラシ    | 圧縮タオル     | 車載防災用品    |
| 数量 | 290 枚                   | 600 本   | 600 個     | 16 セット    |
| 品目 | レディースセット                | 消毒液     | 簡易トイレ     | トイレットペーパー |
| 数量 | 234 セット                 | 46 本    | 2, 700 回分 | 24 個      |
| 品目 | ヘッドライト                  |         |           |           |
| 数量 | 20 個                    |         |           |           |

#### 消費期限間近の保有備蓄品の処分実績について(平成30年度)

| 実施日           |                  | 備考                |
|---------------|------------------|-------------------|
| 12月24日休       | (寄贈) アルファ米 500 個 | (寄贈先)             |
| 12 7 24 H VIV | (寄贈) 缶入りパン 360 缶 | 特定非営利活動法人フードバンク香川 |
| 2月15日(水)      | 車載防災用品 26 セット    | 廃棄 (少量のため)        |

#### 2. 貨物自動車運送適正化事業

(1) 事業所への巡回指導に際しては、運輸支局との連携を図り厳正・公平を基本とし、重点指導項目を中心に徹底した指導に努め、各事業所の適正な運営を推進した。また、運輸支局長からの要請に基づく労働時間等告示違反に対する巡回指導をした。

### ① 巡回指導事業所数 111 事業所

| 月   | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計   |
|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|---|-----|
| 指導数 | 0 | 0 | 7 | 4 | 8 | 28 | 21 | 12 | 11 | 6 | 9 | 5 | 111 |

#### ②主な指導項目

| 指 導 項 目       | 否の比率   |
|---------------|--------|
| 点呼の実施・記録・保存   | 49. 0% |
| 定期点検の実施・記録・保存 | 31. 6% |
| 就業規則の制定・届出    | 25. 4% |
| 乗務員に対する安全教育   | 22. 1% |
| 特定運転者の特別指導    | 20. 3% |

(2) 適正化事業の効果的推進のため、適正化事業委員会及び適正化事業実施機関評議委員会を開 催するとともに関係機関・団体と連携を図った。

|                | 第1回 | 10月27日(火) |
|----------------|-----|-----------|
| 適正化事業委員会       | 第2回 | 2月24日(水)  |
| 適正化事業実施機関評議委員会 | 第1回 | 3月25日休    |

(3) 全国適正化指導員研修会及び各種研修会に指導員を派遣し指導員の資質向上を図った。 人口加州

| 土 | 凹 | ルバ | 115 |
|---|---|----|-----|
|   |   |    |     |
| İ |   |    |     |

| 会議名             | 開催日          | 参加人数 |
|-----------------|--------------|------|
| ①安全性評価事業説明会     | 4月 Web       | 4名   |
| ②「標準的な運賃」事務局説明会 | 8月19日Web     | 2名   |
| ③全国研修(初級)       | 10月15,16日Web | 1名   |
| ④全国研修(特別研修)     | 11月5,6日      | 1名   |
| ⑤全国部(課)長会議      | 2月26日Web     | 1名   |

#### 四国ブロック研修

| 四国ブロック研修   | 7月30,31日 | 中止 |
|------------|----------|----|
| 四国ブロック研修   | 1月25,26日 | 中止 |
| 四国ブロック課長会議 | 4月16日    | 2名 |

- (4) 白トラ情報については、香川運輸支局等と連携し、白トラ防止を啓発するとともに、荷主等 に対する啓発活動を推進した。白トラ情報はなかった。
- (5) 輸送の安全確保、輸送秩序の確立及び安全性評価事業 (Gマーク) について、荷主等に対す る啓発活動を推進した。また、Gマーク認定事業所の協力を得て、Gマークのラッピングを 施したトラックの走行を依頼し、業界外にも周知を図った。
  - ①10月12日に、荷主団体(21団体)、荷主企業(789社)に「貨物自動車運送事業に係る輸 送の安全確保及び輸送秩序の確立について」の文書を発送した。
  - ②GマークをPRするため、12月13日に新聞広告(四国新聞)に掲載した。
  - ③Gマークのデザインを施したラッピングトラックを3台走行させた。
- (6) 過積載防止対策強化月間(11月)に合わせ、関係機関と連携してトライバー等に過積載防止 を呼びかける「過積載撲滅キャンペーン」に参加した。
  - ①11月10日(箕浦検問所)、11月17日(善通寺免許更新センター前)で実施された「令和 2年度過積載運転根絶キャンペーン」に参加した。
- (7) 安全性優良事業所(Gマーク) 認定促進に向けた説明会を計画したが中止し、個別対応に注 力した。

#### ①説明会

| 実施日   | 実施場所       | 参加者 |
|-------|------------|-----|
| 5月12日 | ホテルパールガーデン | 中止  |

#### ②令和2年度認定状況

| 新規 | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5 回目 | 合計     |
|----|----|-----|-----|-----|------|--------|
| 12 | 15 | 22  | 19  | 12  | 16   | 96 事業所 |

※令和2年12月末現在の認定数は、261事業所(189事業者)

- (8) 運輸安全マネジメントの普及促進を図るため、事業所に対する巡回指導を通じ積極的に指導 した。また、事業者が営業所に掲示できる運輸安全マネジメントのホワイトボードを希望事 業所へ配布した。
- (9) 運行管理者試験の合格率向上を図るため事前勉強会を計画したが中止した。
- (10) 運送事業に関する苦情通報(電話・メール)に対して、関係機関と連携し改善要請などの必要な措置を講じた。
  - ①受付件数 33件(危険運転等30件、違法駐車等1件、その他2件)
- (11) 関係法令等の改正や業界が取り組むべき課題等については、広報誌等で周知するとともに説明会を開催した。
  - ①改訂された「帳票類・認可届出等の様式集」を送付(10月)
  - ②「標準的な運賃」普及説明会を開催(10月)
  - ③健康起因事故防止セミナーを開催(11月)
- (12) 行政との協議会等に参画し、その取組に協力した。
  - ①適正化事業推進連絡協議会香川県部会 8回
  - (6/5 7/29 8/26 9/5 10/28 12/2 2/17 3/17)
  - ②四国ブロック適正化事業推進連絡協議会 1月25日(中止)
  - ③街頭検査 6回 (9/24 10/6 10/13 11/10 11/17 12/15)
  - ④「香川県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について、運輸支局に協力した。

| ワーキンググループ打合せ   | 8月 | 1名 |
|----------------|----|----|
| 取引環境・労働時間改善委員会 | 3月 | 書面 |

(13) Gマーク認定事業所が、一般利用者や荷主に対してGマーク認定事業所であることをアピー ルするためのステッカーを登録車両に応じて助成した。

#### 3. 交通安全対策事業

(1)交通事故防止を広く啓発するため、香川県交通安全県民会議が主唱する交通安全出発式や高松 市の実施する交通安全フェア、NEXCO西日本等の実施する交通安全キャンペーンに参画 するとともに県下一斉で交通安全街頭キャンペーンを計画した。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、キャンペーン等については中止になった。

| 開催内容               | 開催日      | 実施場所    |
|--------------------|----------|---------|
| 高松市「交通安全フェア 2020」  | 中止       |         |
| NEXCO西日本「春の交通安全CA」 | 中止       |         |
| 秋の全国交通安全運動出発式      | 9月17日休   | 県庁ピロティー |
| NEXCO西日本「秋の交通安全CA」 | 9月21日(土) | 津田SA    |
| 交通安全街頭キャンペーン       | 中止       |         |

(2) 児童の交通事故を少しでも防止するため、県下の小学校を対象に交通安全啓発に役立つ事故 防止用品を寄贈した。

| 寄贈品 | 寄贈小学校数         |  |
|-----|----------------|--|
| 反射傘 | 102 校(1,020 本) |  |

(3)交通事故防止活動を効果的に啓発・推進するため、各種メディアを通じて啓発活動を実施した。

| 内 容           | 摘要            |  |
|---------------|---------------|--|
| 春・秋・年末年始の交通安全 | 機関紙・ラジオ等      |  |
| 交通事故・飲酒運転防止   | 機関紙・ラジオ・ポスター等 |  |

(4) 運行の安全を確保するために必要な運転の技術や法令に基づいた運転知識に関して遵守すべき事項、また、トラックの構造上の特性における危険項目について教育する乗務員講習を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大のため、人数を制限し開催し、ステップアップ講習については4回開催を中止とした。

| 一般講習(10 回開催) |      | ステップアップ講習(4 回開催) |      |
|--------------|------|------------------|------|
| 受講者数         | 79 名 | 受講者数             | 33 名 |

(5) 乗務員の交通事故防止を目的として、安全講話や安全 DVD の上映、また、地元警察署交通課長等を招いて、安全運転講習会を各支部で実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、8支部の講習会は中止とした。

| 開催支部数 | 参加者数 |  |
|-------|------|--|
| 1 支部  | 50 名 |  |

(6) 特定運転者(初任及び事故惹起運転者)に対する特別な指導を行い、運行の安全を確保するための知識や技能の習得を図り、運転行動の改善を促すため講習会を開催した。

| 初任運転者講習(10回開催) |       | 事故惹起運転者講習(6回開催) |      |
|----------------|-------|-----------------|------|
| 受講者数           | 155 名 | 受講者数            | 23 名 |

(7) 交通事故を撲滅するため管理者等に向けた「事故防止セミナー」を開催した。

| 開催日       | 会 場        | 名 称                  | 出席者数 |
|-----------|------------|----------------------|------|
| 10月13日(火) | ホテルパールガーデン | 60 分でわかる重大事故防止対策セミナー | 19名  |

- (8)事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と関係法令・車両構造などの運転者 の資質向上を図るため、香川県トラックドライバー・コンテストを開催予定だったが、新型コ ロナウイルス感染症拡大のため全国大会の中止等の事情により中止とした。
- (9) 県民総ぐるみで交通事故防止を図るため実施される「セーフティードライブコンテスト」への参加促進を図った。
- (10) ドライバーの安全運転遂行に関する長所・短所といった運転性格特性等を測定し、その結果 に基づく助言と指導を事故防止に活用する適性診断の受診促進を図った。

#### 適性診断受診状況

| 受診者数   | 内 訳         |             |           |
|--------|-------------|-------------|-----------|
| 3,503名 | 一般診断 2,167名 | 初任診断 1,137名 | 適齢診断 199名 |

(11) ドライバーの運転経歴を把握し、乗務員教育及び管理に活用するため、運転記録証明書の取得促進を図った。

| 証明書交付数 |  |
|--------|--|
| 6,998件 |  |

(12) 運行管理者がその職務を遂行し、乗務員に対し運行の安全に関して適切な指導を行えるよう 運行管理者一般講習の受講促進を図った。

| 受講者数  |  |
|-------|--|
| 791 名 |  |

(13)整備管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な指導を行えるよう整備管理者選任後講習の受講促進を図った。

| 受講者数 |  |
|------|--|
| 515名 |  |

(14) 経営トップから現場の運転者まで、一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を 浸透させる運輸安全マネジメントに取り組み、安全のレベルアップを図るため運輸安全マネ ジメント講習の受講促進を図った。

運輸安全マネジメント認定セミナー受講状況

| セミナー種類 | 受講者数 (内訳)                    |  |  |
|--------|------------------------------|--|--|
| 3 種    | 1名(ガイドライン:0名、リスク管理0名、内部監査1名) |  |  |

(15) 睡眠時無呼吸症候群による居眠りや重大事故を防ぐため、早期発見や適正な治療につながる スクリーニング検査の受診促進を図った。

| 受診者数 |
|------|
| 495名 |

(16)健康起因事故防止対策を推進するため健康管理機器(血圧計)の導入促進を図った。

| 導入数 |  |
|-----|--|
| 3 基 |  |

(17) 交通事故防止を図るために、安全装置(後方・側方視野確認支援装置、IT点呼用アルコール検知器、衝突被害軽減ブレーキ等)、ドライブレコーダーの導入促進を図った。

| 装置名            | 導入数   |
|----------------|-------|
| 後方視野確認支援装置     | 318 基 |
| 側方視野確認支援装置     | 30 基  |
| アルコールインターロック装置 | 0基    |
| IT点呼用アルコール検知器  | 0 基   |
| 衝突被害軽減ブレーキ     | 36 基  |
| ドライブレコーダー      | 516 基 |

#### 4. 環境対策事業

(1) 地球温暖化防止対策や CO2 を始めとする温室効果ガスの削減や安全運転にもつながる省エネ 運転を推進するため「省エネ運転実践講習会」を開催した。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、2回開催を中止とした。

省工ネ運転実践講習会開催状況

| 講習会開催        | 受講者数        |
|--------------|-------------|
| 1回 (11月21日生) | 8 名(4t 車使用) |

(2) 児童の交通安全意識の高揚と省エネ・環境保全意識啓蒙のため、県下の小学校を対象に内輪差 実験やシーベルトコンビンサーでの衝撃体験等を実施する「交通安全・省エネトラック授業」 を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大のため、4 校開催を中止とした。

| 開催小学校数 | 受講児童数 |
|--------|-------|
| 4 校    | 668 名 |

- (3)地球温暖化対策の一環として、森林保護育成を図ることで、地球温暖化の大きな要因となる CO2 の削減に寄与することを目指し「トラックの森」の維持・保全活動を実施した。
  - 1. 場 所 綾歌郡綾川町滝宮字藤尾 2927-1
  - 2. 面 積 0.41ha
  - 3. 下草刈り 4回
- (4) 地球温暖化防止対策や CO2 を始めとする温室効果ガスの軽減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップを励行するための機器の導入促進を行った。

| 機器の種別            | 導入数  |
|------------------|------|
| 蓄熱マット            | 3 基  |
| 蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター | 11 基 |
| エアヒーター           | 13 基 |
| 車載バッテリー式冷房装置     | 8基   |

(5)環境負荷の少ない事業運営及び環境保全活動を自主的かつ継続的に推進するため「グリーン経営」「ISO14001」認証等の取得促進を行った。

グリーン経営・ISO14001認証取得状況

| 取得数  | 内      | 訳       |
|------|--------|---------|
| 16 件 | 新規: 1件 | 更新: 15件 |

(6) CO2 を始めとする温室効果ガスの削減や燃費改善による輸送コストの抑制のため、地球環境に やさしい環境性能に優れた環境対応車の導入促進を行った。

| 導入車両数 |         | 内 訳        |               |
|-------|---------|------------|---------------|
| 393 両 | CNG車 0両 | ハイブリッド車 8両 | ポスト新長期車 385 両 |

(7) 安定的な物流経路を確保し、CO2 排出量削減のためフェリーを利用したトラック輸送の利用促進を促し、海陸交通ネットワークの維持促進を行った。

| 各航路の乗船数                           |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------|--|--|--|--|--|
| 神戸航路 小豆島航路 直島・豊島航路 合 計            |  |  |  |  |  |
| 4, 265 回 8, 134 回 827 回 13, 226 回 |  |  |  |  |  |

- 5. 広報・サービス改善事業
- (1)機関紙「香川ニュー物流」に加え「情報提供」を月1回発行し、関係法令の改正や交通安全啓発、協会の開催する講習会やセミナー等の情報を提供した。
- (2) ホームページを刷新し、迅速な情報提供サービスを図ると共に、人材不足対策として求人情報コーナーを設置した。
- (3) 新聞・テレビ等を通じて、交通事故防止等について広報啓発を行った。また、香ト協PR誌を 作成し、周知等を図った。

- ①「1日3回ゆずる運動」8月1日~31日、12月30日~2月8日 KSBテレビ放送CM
- ②「トラックは生活と経済のライフライン」1月5日 四国新聞掲載
- ③「分散引越にご協力を」1月31日 四国新聞掲載
- (4) 当協会及び運送業界への理解を深めてもらうと共に、次世代を担う若年労働者の採用促進を図るため「香川県の物流を支える企業紹介本2021」を作成した。
- (5) 例年 10 月に実施している「トラックの日」PR行事(於:国営まんのう公園)の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

#### 6. 経営改善事業

(1) 助成金の活用促進を図るため、香ト協が実施する助成制度の実施要領説明会を開催した。

| 開催日     | 会場         | 出席者数 |
|---------|------------|------|
| 8月5日(水) | ホテルパールガーデン | 26 名 |

- (2)トラック運送事業者の資質の向上を図るとともに、業界外にも業界への理解を深めてもらうため一般消費者や荷主等も対象としてセミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。
- (3)全ト協と連携し、燃料価格の動向について調査を行い、調査結果について月1回発行する「情報提供」にて情報提供を行った。
- (4) コストに見合った適正運賃の確保と原価管理意識の徹底に向けて「原価計算活用セミナー」を 開催した。

| セミナー開催日  | 会場         | 講師             | 出席者数  |
|----------|------------|----------------|-------|
|          |            | 日本PMIコンサルティング㈱ | 0C \$ |
| 11月4日(水) | ホテルパールガーデン | 小坂 真弘 殿        | 36名   |

(5)トラック運送業界のドライバー不足や育成、社内体制の整備等の改善の参考となる「人材確保セミナー」を開催した。

| セミナー開催日  | 会場         | 講師                 | 出席者数 |
|----------|------------|--------------------|------|
| 2月15日(月) | ホテルパールガーデン | (株コヤマ経営<br>小山 雅敬 殿 | 28名  |

(6) 中小企業大学校が行う経営者・管理者向け講座や指定ドライバー等研修施設への派遣など経営者・運転者の資質の向上を図るための受講を支援した。

| 受講者数 | F          | 勺 訳             |
|------|------------|-----------------|
| 4名   | 中小企業大学校 2名 | ドライバー等安全教育訓練 2名 |

(7)経営者・管理者等の資質の向上を図るため、全ト協・香ト協が主催する各種講習会(引越講習会、トレーラの適正な使用等に係る研修会等)を開催するとともに、各支部・専門部会等で研修会を開催した場合は、開催費用の一部を助成した。

全ト協・香ト協等関連講習会開催状況

| 研修会開催数 | 参加者数  |  |
|--------|-------|--|
| 8回     | 144 名 |  |

支部・専門部会等研修会開催状況

開催予定だった研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。

(8) 少子高齢化が進む中、運転者のスキルアップを図り、輸送の効率化等に向けて大型自動車免許・中型免許・準中型免許・けん引・フォークリフト等の取得促進を図った。

| 免許取得者数 | 内 訳     |      |       |       |              |
|--------|---------|------|-------|-------|--------------|
| 96 名   | 大型 44 名 | 中型4名 | 準中型4名 | けん引9名 | フォークリフト 35 名 |

(9)トラック運送事業者の健全な経営の安定に資するため、金融機関から融資を受ける際に信用保証協会に支払った保証料を支援した。

| 信用保証料助成数 | 内       | 訳             |
|----------|---------|---------------|
| 7件       | 一般融資:7件 | セーフティネット融資:0件 |

(10) トラックの安全運行を確保し、運転者の健康状態に起因する事故並びに労働災害を防止するため、定期健康診断等の受診促進を図った。

| 定期健康診断助成数 | 脳健康診断助成数 |
|-----------|----------|
| 5,947名    | 20 名     |

(11) 長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図り、また、地球環境にやさしい環境性能に優れた環境対応車の導入促進のため、車両購入等設備投資に係る利子補給を行った。

#### 7. 税制対策と陳情

(1) 令和3年度税制改正の要望については、自動車関係諸税の簡素化・軽減や高速道路料金の引下 げ等、全ト協と連携した「令和3年度税制改正・予算に関する要望書」を地元選出の国会議員 6名に対して積極的に要望し陳情を行った。(11月1日,8日,14日,15日,22日)

税制改正・予算に関する要望・陳情等の主な内容は次のとおり

- ①新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長
- ②自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- ③中小企業投資促進制度の延長
- ④特例措置の延長・拡充
- ⑤高速道路料金等の引下げ
- ⑥高速道路のSA・PAにおける駐車スペースの整備・拡充
- (7)環境対策及び省エネ対策のための補助
- ⑧交通安全対策のための補助
- ⑨働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の拡充

#### 8. 福利厚生事業

(1) グループ保険の維持

会員従業員における不慮の事故等の保証制度としてグループ保険(傷害保険)の維持に努めた。

#### 9. 基金管理運営事業

(1) 近代化基金融資に係る利子補給

トラック運送事業の近代化と合理化を促進するため、運輸事業振興助成交付金をもって造成した近代化基金による近代化基金融資制度において、次のとおり推薦し、利子補給を行った。

○第43回地方近代化基金融資(推薦概要)

ア. 一般融資 利子補給率 年 0.3%

推薦金額 2件 25,130 千円

イ. ポスト新長期規制等融資 利子補給率 年 0.3% (内 0.1%は全ト協助成)

推薦金額 16件 239,942千円

#### 10. 表彰等推薦事業

(1) 香川県トラック協会長表彰(令和2年6月2日)

A第1種 24名 運転者対象で3年以上無事故

A第2種 43名 " 5年以上 "

A第3種 27名 " 10年以上 "

B第1種 14名 運転者を除く従業員対象で10年以上勤務し成績優秀

B第2種 4名 " 20年以上 !

(2) 国土交通大臣表彰(令和2年10月29日)

事業功労 1名

(3) 四国運輸局長表彰(令和2年11月27日)

永年勤続 1名

安全性優良事業所 1事業所

(4) 香川運輸支局長表彰(令和2年9月9日)

優良事業所 9事業所

(5)全ト協表彰「優秀運転者顕章」(令和2年12月3日)

金十字章 6名 20年以上無事故無違反

銀十字章 18 名 10 年以上 "

(6) 全 ト 協表彰 (令和 3 年 3 月 11 日)

感謝状 1名

(7)全ト協表彰「正しい運転・明るい輸送運動」(令和3年3月11日)

事業所 1 社

#### 11. 業種別専門部会業務

(1)業種別専門部会等(青年協議会・特別積合部会・重量部会・ダンプ部会・セメント部会引越部会・タンクトラック部会・女性部会)の支援に努めた。

# 令和2年度正味財產增減計算書(総括表)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

| 科目            | 一般会計         | 交付金会計            | 研修施設会計          | 内部取引消去        | 合計               |
|---------------|--------------|------------------|-----------------|---------------|------------------|
| I 一般正味財産増減の部  |              |                  |                 |               | ·                |
| 1. 経常増減の部     |              |                  |                 |               |                  |
| (1) 経常収益      |              |                  |                 |               |                  |
| 特 定 資 産 運 用 益 | 5, 450       | 949, 302         | 5, 983          | 0             | 960, 735         |
| 受 取 会 費       | 63, 248, 590 | 0                | 0               | 0             | 63, 248, 590     |
| 受取補助金等        | 422, 515     | 211, 600, 873    | 0               | 0             | 212, 023, 388    |
| 受 取 負 担 金     | 4, 195, 746  | 0                | 0               | 0             | 4, 195, 746      |
| 事業収益          | 0            | 0                | 21, 633, 972    | 0             | 21, 633, 972     |
| 雑 収 益         | 91, 209      | 239              | 33              | 0             | 91, 481          |
| 他会計からの繰入額     | 0            | 7, 216, 373      | 0               | △ 7, 216, 373 | 0                |
| 経常収益合計        | 67, 963, 510 | 219, 766, 787    | 21, 639, 988    | △ 7, 216, 373 | 302, 153, 912    |
| (2) 経常費用      |              |                  |                 |               |                  |
| 事業費           | 18, 041, 562 | 188, 726, 589    | 22, 588, 613    | 0             | 229, 356, 764    |
| 管 理 費         | 28, 893, 052 | 0                | 0               | 0             | 28, 893, 052     |
| 中央事業出捐金       | 0            | 46, 022, 000     | 0               | 0             | 46, 022, 000     |
| 特定預金支出        | 1, 000, 000  | 300,000          | 0               | 0             | 1, 300, 000      |
| 他会計への繰入額      | 7, 216, 373  | 0                | 0               | △ 7, 216, 373 | 0                |
| 経常費用合計        | 55, 150, 987 | 235, 048, 589    | 22, 588, 613    | △ 7, 216, 373 | 305, 571, 816    |
| 当期経常増減額       | 12, 812, 523 | △ 15, 281, 802   | △ 948, 625      | 0             | △ 3, 417, 904    |
| 2. 経常増減の部     |              |                  |                 |               |                  |
| (1) 経常外収益     |              |                  |                 |               |                  |
| 経常外収益合計       | 0            | 0                | 0               | 0             | 0                |
| (2) 経常外費用     |              |                  |                 |               |                  |
| 固定資産除却損       | 3            | 0                | 0               | 0             | 3                |
| 経常外費用合計       | 3            | 0                | 0               | 0             | 3                |
| 当期経常外増減額      | △ 3          | 0                | 0               | 0             | △ 3              |
| 当期一般正味財産増減額   | 12, 812, 520 | △ 15, 281, 802   | △ 948, 625      | 0             | △ 3, 417, 907    |
| 一般正味財産期首残高    | 82, 525, 475 | 1, 565, 580, 448 | △ 113, 469, 202 | 0             | 1, 534, 636, 721 |
| 一般正味財産期末残高    | 95, 337, 995 | 1, 550, 298, 646 | △ 114, 417, 827 | 0             | 1, 531, 218, 814 |
| Ⅱ 正味財産期末残高    | 95, 337, 995 | 1, 550, 298, 646 | △ 114, 417, 827 | 0             | 1, 531, 218, 814 |

# 貸借対照表(総括表)

令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 計画  |             | 1                                       |                  | T                                       |                 | (単位:円)           |
|---|-------------|---|------------------|---|-----------------|------------------|
| 1. 流動資産 現金 預金 24,165,938 0 4,183,843 0 28,349,761   | 科目          | 一般会計                                    | 交付金会計            | 研修施設会計                                  | 内部取引消去          | 合 計              |
| 1. 流動資産 現金 預金 24,165,938 0 4,183,843 0 28,349,781   | 「 資産の部      |   |                  |   |                 |                  |
| 野   |             |   |                  |   |                 |                  |
| だ、  | 1           | 24 165 029                              | 0                | 4 192 942                               | 0               | 20 240 701       |
| 次動資産合計  | 1           |   |                  | 1                                       |                 |                  |
| 2. 固定資産 (1) 特定資産 車 両 購 入 積 立 資 産 研修施設整備積立 資産 第 大 積 立 資産 ののののの 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0   | i .         |   | .,, .,           |   |                 |                  |
| (1) 特定資産 車両購入積立資産 4,654,190 0 0 0 0 0 4,654,190 の   | 加勢貝座口印      | 24, 105, 956                            | U                | 4, 324, 904                             | 0               | 20, 490, 902     |
| (1) 特定資産 車両購入積立資産 4,654,190 0 0 0 0 0 4,654,190 の   | 9 固定資産      |   |                  |   |                 |                  |
| ■ 両購入 積立 資産 (4,654,190 0 0 0 0 0 28,000,000 0 0 0 28,000,000 0 0 0 0 28,000,000 0 0 0 0 0 28,000,000 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 15,970,074 0 0 0 0 155,452,867 (2) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 655,452,867 (3) 657,000,000 (3,953,078 (3) 653,700,000 (3,953,078 (3) 653,700,000 (3,953,078 (3) 653,700,000 (3,953,078 (3) 653,700,000 (3,953,078 (3) 653,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,700,000 (3,953,078 (3) 63,953,078 (3,952,18,689 (3,952,18,689 (3) 1,543,132,037 (3) 654,145 (   | 1 I         |   |                  |   |                 |                  |
| 研修施設整備積立資産<br>緊急対策基金積立資産<br>以害対策基金積立資産<br>の 57,000,000<br>修 繕 引 当 資 産<br>担職給付 引 当 資 産<br>4,000,000 3,953,078 0 0 7,953,078<br>特定資産合計 52,624,264 716,405,945 63,700,000 0 63,700,000<br>(2) その他固定資産<br>土 地 物 の 256,050,039 0 0 256,050,039<br>建 物 附 属 設 備 3,489,867 2,465,639 3,435,855 0 9,391,361<br>構 築 物 3,312,255 890,825 509,579 0 4,712,659<br>器 具 ・ 備 品 320,082 725,231 0 0 1,045,313<br>電 話 加 入 権 250,000 0 76,440 0 0 395,440<br>投 資 有 価 証 券 250,000 0 0 0 250,000<br>北 他間定資産合計 63,757,462 0 0 250,000<br>北 他間定資産合計 75,788,266 1,556,426,124 67,645,43 △ 185,218,689 1,514,641,135<br>資 産 合 計 99,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,544,641,135<br>(2) 上間定負債<br>未 払 金 385,499 0 1,980 0 387,266<br>資 与 引 当 金 229,500 2,174,400 211,500 0 2,615,400<br>流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 ○ 7,953,078<br>減 価 償 却 振 替 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 0 0 387,266<br>減 価 償 却 振 替 額 0 0 185,218,689 △ 17,953,078<br>減 価 償 却 振 替 額 0 0 185,218,689 △ 17,953,078<br>減 価 償 却 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 0 0 387,266<br>減 価 償 却 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 0 0 7,953,078<br>減 価 償 却 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078<br>減 価 償 対 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078<br>減 価 償 対 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078<br>減 価 償 対 振 整 額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078  | 1           | 4, 654, 190                             | 0                | 0                                       | 0               | 4 654 190        |
| 照急対策基金積立資産<br>近代化基金積立資産<br>災害対策基金積立資産<br>修 繕 引 当 資 座<br>り   | l I         |   |                  |   |                 |                  |
| 近代化基金積立資産<br>災害対策基金積立資産<br>修 繕 引 当 資産<br>場職給付引当資産<br>特定資産合計<br>(2) その他固定資産<br>土 地<br>類 物 附 属 設 備<br>3, 489,867<br>器 具・備 品<br>器 1, 461,275<br>器 信 話 加 入 権<br>投 資 有 価 証 券<br>を の  | 1           |   |                  |   |                 |                  |
| 災害対策基金積立資産  | l           | _                                       | _                |   |                 |                  |
| <ul> <li>修 繕 引 当 資 産 株 付 引 当 資 産 株 ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>  | 1           |   |                  | _                                       |                 |                  |
| <ul> <li>退職給付引当資産 特定資産合計</li> <li>(2) その他固定資産 土 地</li></ul>   |             |   |                  | _                                       |                 |                  |
| 特定資産合計 52,624,264 716,405,945 63,700,000 0 832,730,209  (2) その他固定資産 土 地   |             | -                                       | •                |   |                 |                  |
| (2) その他固定資産 土 地 14,011,571 396,054,543 0 0 410,066,114 建 物 阿 属 設 備 3,489,867 2,465,639 3,435,855 0 9,391,361 構 築 物 3,312,255 890,825 509,579 0 4,712,659 器 具・備 品 320,082 725,231 0 0 0 395,440 投 資 有 価 証 券 320,000 76,440 0 0 0 395,440 投 資 有 価 証 券 320,000 76,440 0 0 0 395,440 投 資 有 価 証 券 250,000 0 0 0 0 250,000 正確   | l .         |   |                  |   |                 |                  |
| 土 地 物 所 属 設 備 3,489,867 2,465,639 3,435,855 0 9,391,361 標 築 物 所 属 設 備 3,312,255 890,825 509,579 0 4,712,669 器 具・備 品 320,082 725,231 0 0 0 395,440 役 資 有 価 証 券 250,000 0 0 0 0 250,000   | /~//        | , 2, 2                                  | , ,              | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |                 |                  |
| 土 地 物 所 属 設 備 3,489,867 2,465,639 3,435,855 0 9,391,361 標 築 物 所 属 設 備 3,312,255 890,825 509,579 0 4,712,669 器 具・備 品 320,082 725,231 0 0 0 395,440 役 資 有 価 証 券 250,000 0 0 0 0 250,000   | (2) その他固定資産 |   |                  |   |                 |                  |
| 建 物 附 属 設 備   |             | 14, 011, 571                            | 396, 054, 543    | 0                                       | 0               | 410, 066, 114    |
| 建物附属設備<br>標準等物<br>器具・備品<br>語加入権<br>投資有価証券<br>250,000 0 0 0 0 0 0 395,440<br>投資有価証券<br>250,000 0 0 0 0 0 0 250,000<br>減価償却接替額<br>その他固定資産合計<br>固定資産合計<br>資産合計 99,954,204 1,556,426,124 67,645,434 △ 185,218,689 1,514,641,135<br>99,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037<br>II 負債の部<br>1. 流動負債<br>未 払金 1,210 0 956,056 0 957,266<br>預 9 金 385,499 0 1,980 0 387,479<br>賞 与引当金 229,500 2,174,400 211,500 0 2,615,400<br>流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145   |             |   |                  | 0                                       | 0               |                  |
| 構 築 物 3,312,255 890,825 509,579 0 4,712,659 器 具・備品 320,082 725,231 0 0 0 1,045,313 電話 加 入権 319,000 76,440 0 0 0 395,440 投資有価証券 250,000 0 0 0 0 250,000 減価償却接替額 その他固定資産合計 固定資産合計 固定資産合計 資産合計 資産合計 23,164,002 840,020,179 3,945,434 △ 185,218,689 681,910,926 万5,788,266 1,556,426,124 67,645,434 △ 185,218,689 1,514,641,135 資産合計 99,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037 日 負債の部 1.流動負債 未 払 金 1,210 0 956,056 0 957,266 預 り 金 385,499 0 1,980 0 387,479 賞 与 引 当 金 流動負債合計 616,209 2,174,400 211,500 0 2,615,400 流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145 日 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145 日 616,209 (127,478) 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 自定負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 自定負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 185,218,689 11,913,223  | i ' i       | 3, 489, 867                             |                  | 3, 435, 855                             | 0               |                  |
| 器 具 ・ 備 品   | 1           |   |                  | i                                       | 0               |                  |
| 電話加入権 投資有価証券 減価償却振替額 その他固定資産合計 固定資産合計 資産合計 資産合計 資産合計 負債の部 1. 流動負債 未 払 金 1, 210 0 956, 056 0 957, 266 預 り 金 385, 499 0 1, 980 0 387, 479 賞 与引当金流動負債合計 を 1. 定負債 退職給付引当金額の 229, 500 2, 174, 400 1, 169, 536 0 3, 960, 145 と 1 固定負債合計 負債合計 負債合計 負債合計 負債合計 負債合計 負債合計 負債合計  |             | 1                                       |                  | _                                       | 0               |                  |
| 投資有価証券<br>減価償却振替額<br>その他固定資産合計<br>固定資産合計<br>資産合計<br>資産合計<br>1. 流動負債<br>未 払 金 1,210 0 956,056 0 957,266<br>預 り 金 385,499 0 1,980 0 387,479<br>賞 与引当金<br>流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 7,953,078<br>減価償却振替額 0 185,218,689 0 7,953,078<br>適定負債合計<br>負債合計<br>負債合計<br>負債合計<br>負債合計<br>負債合計  | 1           |   |                  | 0                                       | 0               |                  |
| 減価償却振替額   | 1           | 250, 000                                | 0                | 0                                       | 0               | 250,000          |
| その他固定資産合計<br>固定資産合計<br>資産合計<br>資産合計<br>資産合計<br>資産合計<br>資産合計<br>(23,164,002 840,020,179 3,945,434 △ 185,218,689 681,910,926<br>(24,611,135)<br>(25,788,266 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,514,641,135<br>(25,788,266 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037<br>(26,789,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037<br>(27,100 0 956,056 0 957,266<br>(27,174,400 2,174,400 2,17,500 0 3,87,479 2,174,400 2,17,500 0 2,615,400 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145<br>(27,174,400 1,169,536 0 7,953,078 1,169,536 0 1,983,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 7,953,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 1,983,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 1,983,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 7,953,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 7,953,078 1,169,536 0 1,983,078 0 0 1,983,078 1,169,536 0 1,983,078 1,169,536 0 0 1,983,078 1,169,536 0 0 1,983,078 1,169, |             | 1, 461, 227                             | 183, 757, 462    | 0                                       | △ 185, 218, 689 | 0                |
| 資産合計 99,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037  II 負債の部 1. 流動負債 未 払 金 1,210 0 956,056 0 957,266 預 り 金 385,499 0 1,980 0 387,479 賞 与 引 当 金 229,500 2,174,400 211,500 0 2,615,400 流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145  2. 固定負債 退職給付引当金 4,000,000 3,953,078 0 0 7,953,078 減価償却振替額 0 0 185,218,689 △ 185,218,689 0 0 固定負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 11,913,223  | 1           | 23, 164, 002                            | 840, 020, 179    | 3, 945, 434                             | △ 185, 218, 689 | 681, 910, 926    |
| II 負債の部 1. 流動負債 未 払 金 1,210 0 956,056 0 957,266 預 り 金 385,499 0 1,980 0 387,479 賞 与 引 当 金 229,500 2,174,400 211,500 0 2,615,400 流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145  2. 固定負債 退 職 給 付 引 当 金 4,000,000 3,953,078 0 0 7,953,078 減 価 償 却 振 替 額 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 負 債 合 計 4,000,000 3,953,078 186,388,225 △ 185,218,689 11,913,223  | 固定資産合計      | 75, 788, 266                            | 1, 556, 426, 124 | 67, 645, 434                            | △ 185, 218, 689 | 1, 514, 641, 135 |
| 1. 流動負債<br>未 払 金<br>預 り 金<br>賞 与 引 当 金<br>流動負債合計  2. 固定負債<br>退職給付引当金<br>減価償却振替額<br>固定負債合計  負債合計  4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 11,913,223   | 資 産 合 計     | 99, 954, 204                            | 1, 556, 426, 124 | 71, 970, 398                            | △ 185, 218, 689 | 1, 543, 132, 037 |
| 1. 流動負債<br>未 払 金<br>預 り 金<br>賞 与 引 当 金<br>流動負債合計  2. 固定負債<br>退職給付引当金<br>減価償却振替額<br>固定負債合計  負債合計  4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 11,913,223   |             |   |                  |   |                 |                  |
| 未     払     金       預     り     金       賞     与     引       支     子     引       支     力     金       流動負債合計     229,500     2,174,400     211,500     0     2,615,400       次     616,209     2,174,400     1,169,536     0     3,960,145       2. 固定負債     4,000,000     3,953,078     0     0     7,953,078       減     価     損     4,000,000     3,953,078     185,218,689     △     185,218,689     0       負債合計     4,000,000     3,953,078     185,218,689     △     185,218,689     7,953,078       負債合計     4,616,209     6,127,478     186,388,225     △     185,218,689     11,913,223   |             |   |                  |   |                 |                  |
| 預り金<br>賞与引当金<br>流動負債合計 4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 11,913,223   | 1. 流動負債     |   |                  |   |                 |                  |
| 賞 与 引 当 金 229,500 2,174,400 211,500 0 2,615,400 流動負債合計 616,209 2,174,400 1,169,536 0 3,960,145  2. 固定負債 3根 給 付 引 当 金 4,000,000 3,953,078 0 0 7,953,078 減 価 償 却 振 替 額 0 185,218,689 △ 185,218,689 0 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078 負 債 合 計 4,616,209 6,127,478 186,388,225 △ 185,218,689 11,913,223   | 未 払 金       | 1, 210                                  | 0                | 956, 056                                | 0               | 957, 266         |
| 流動負債合計 616, 209 2, 174, 400 1, 169, 536 0 3, 960, 145  2. 固定負債 退職給付引当金 減価償却振替額 0 0 185, 218, 689 △ 185, 218, 689 0 1 11, 913, 223  負債合計 4, 616, 209 6, 127, 478 186, 388, 225 △ 185, 218, 689 11, 913, 223  | 1           | 385, 499                                | 0                | 1, 980                                  | 0               | 387, 479         |
| 2. 固定負債       4,000,000       3,953,078       0       0       7,953,078         減 価 償 却 振 替 額 固定負債合計 負 債 合 計       0       0       185,218,689       △ 185,218,689       0         4,000,000       3,953,078       185,218,689       △ 185,218,689       7,953,078         4,616,209       6,127,478       186,388,225       △ 185,218,689       11,913,223   | 1           | 229, 500                                | 2, 174, 400      | 211, 500                                | 0               | 2, 615, 400      |
| 退職給付引当金<br>減価償却振替額<br>固定負債合計<br>負債合計4,000,000<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br><td>流動負債合計</td> <td>616, 209</td> <td>2, 174, 400</td> <td>1, 169, 536</td> <td>0</td> <td>3, 960, 145</td>  | 流動負債合計      | 616, 209                                | 2, 174, 400      | 1, 169, 536                             | 0               | 3, 960, 145      |
| 退職給付引当金<br>減価償却振替額<br>固定負債合計<br>負債合計4,000,000<br>   |             |   |                  |   |                 |                  |
| 減価償却振替額<br>固定負債合計<br>負債合計00185, 218, 689<br>185, 218, 689△ 185, 218, 68904,000,000<br>  |             |   |                  |   |                 |                  |
| 固定負債合計<br>負債合計<br>4,000,000 3,953,078 185,218,689 △ 185,218,689 7,953,078<br>自債合計<br>4,616,209 6,127,478 186,388,225 △ 185,218,689 11,913,223   |             | 4, 000, 000                             | 3, 953, 078      | 0                                       |                 | 7, 953, 078      |
| 負債合計 4,616,209 6,127,478 186,388,225 △ 185,218,689 11,913,223   | 1           |   |                  |   |                 | 0                |
|   | l           | 4,000,000                               | 3, 953, 078      |   |                 |                  |
| Ⅲ 正味財産の部  | 負債合計        | 4, 616, 209                             | 6, 127, 478      | 186, 388, 225                           | △ 185, 218, 689 | 11, 913, 223     |
| Ⅲ 正味財産の部    ┃   |             |   |                  |   |                 |                  |
|   |             |   |                  |   |                 |                  |
| 1. 一般正味財産 95,337,995 1,550,298,646 △ 114,417,827 0 1,531,218,814  | I           | *************************************** |                  | <del> </del>                            | 0               |                  |
| 一般正味財産合計 95,337,995 1,550,298,646 △ 114,417,827 0 1,531,218,814   | I           |   |                  |   |                 |                  |
| 負債及び正味財産合計 99,954,204 1,556,426,124 71,970,398 △ 185,218,689 1,543,132,037  | 負債及び正味財産合計  | 99, 954, 204                            | 1, 556, 426, 124 | 71, 970, 398                            | △ 185, 218, 689 | 1, 543, 132, 037 |

香川県知事

浜田 恵造 殿

法人の名称 一般社団法人香川県トラック協会 代表者の氏名 楠木 寿嗣

#### 公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 令和 2 年度( 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで) の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

#### 【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

#### 2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 2 年度( 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)の概要】

| 1. 公益目的財産額   | 益目的財産額            |               |  |  |  |  |  |
|--------------|-------------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 2. 当該事業年度の公益 | 目的収支差額(①+②-③)     | 176,819,923 円 |  |  |  |  |  |
| ①前事業年度末日(    | ①前事業年度末日の公益目的収支差額 |               |  |  |  |  |  |
| ②当該事業年度の:    | 公益目的支出の額          | 244,197,908 円 |  |  |  |  |  |
| ③当該事業年度の     | ③当該事業年度の実施事業収入の額  |               |  |  |  |  |  |
| 3. 当該事業年度末日の | 当該事業年度末日の公益目的財産残額 |               |  |  |  |  |  |

4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由\*

継続事業1及び継続事業2の事業の実施状況について、公益目的支出計画全体の実施に影響は及ぼさないと考える。

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

#### 【公益目的支出計画の状況】

| 公益日的文田計画の   | ①. 計画上の完了見込み    | 令和109年3月31日 |
|-------------|-----------------|-------------|
| 完了予定事業年度の末日 | ②. ①より早まる見込みの場合 |             |

|          | 前事              | <b>美年度</b>      | 当該事             | 業年度             | 翌事業年度           |  |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
|          | 計画              | 実績              | 計画              | 実績              | 計画              |  |
| 公益目的財産額  | 1,391,071,731 円 |  |
| 公益目的収支差額 | 86,054,234 円    | 152,388,802 円   | 98,347,696 円    | 176,819,923 円   | 110,641,158円    |  |
| 公益目的支出の額 | 243,752,451 円   | 240,111,222 円   | 243,752,451 円   | 244,197,908 円   | 243,752,451 円   |  |
| 実施事業収入の額 | 231,458,989 円   | 220,179,110円    | 231,458,989 円   | 219,766,787 円   | 231,458,989 円   |  |
| 公益目的財産残額 | 1,305,017,497 円 | 1,238,682,929 円 | 1,292,724,035 円 | 1,214,251,808円  | 1,280,430,573 円 |  |

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

#### 監 査 報 告

令和3年4月16日

一般社団法人 香川県トラック協会

会長楠木寿嗣殿

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類 (貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書)並びに公益目的支出計画実施 報告書について検討いたしました。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点に おいて適正に表示しているものと認めます。

(3)公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上



#### 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について (令和3年3月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年3月分の 運賃指数の概要は以下のとおりです。

#### 令和3年3月の運賃指数の概要

- 1. 令和3年3月の運賃指数は、前月比4ポイント増、前年同月比5ポイント減の121であった。
- 2. 3月末現在の求車登録件数は114,923と前年同月比1,683増(1.5%増)となった。

#### 1. 加入者数、成約件数

| . 7777 7 129 | 1 1 10 0 1 1 1 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|              | 平成             | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 令和      | 令和      |
|              | 22 年度          | 23 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度   | 28 年度   | 29 年度   | 30 年度   | 元年度     | 2年度     |
| 加入者数         | 0.700          | 0.070   | 0.100   | 0.000   | 0.040   | 4.005   | 4.040   | 4.705   | F 050   | F 00.4  | 0.000   |
| (ID 数)       | 2,720          | 2,979   | 3,190   | 3,389   | 3,642   | 4,005   | 4,340   | 4,735   | 5,259   | 5,694   | 6,062   |
| 対象成約         | 440040         | 110 700 | 100.000 | 440.047 | 400.040 | 100.010 | 202.004 | 007.400 | 077.004 | 000.050 | 074 040 |
| 件数           | 116,046        | 118,720 | 126,922 | 142,617 | 162.940 | 180,849 | 206,064 | 237,182 | 277,064 | 288,956 | 271,346 |

<sup>※</sup>令和2年度は3月末現在

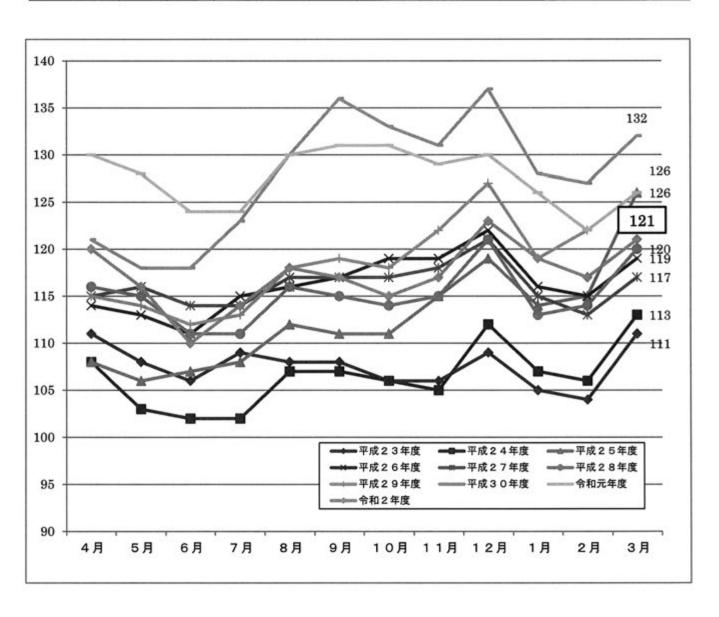
#### 2. 荷物情報(求車)件数

|    | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成      | 平成        | 平成        | 平成        | 平成        | 令和        | 令和      |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|    | 22 年度   | 23 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度     | 28 年度     | 29 年度     | 30 年度     | 元年度       | 2年度     |
| 登録 | 500 704 | 557.407 | 004.010 | 000 704 | 007.004 | 1 051 005 | 4 400 074 | 4 550 045 | 1 007 040 | 4 404 470 | 010.047 |
| 件数 | 500,764 | 557,137 | 634,610 | 928,734 | 997,204 | 1,051,395 | 1,180,371 | 1,558,945 | 1,927,949 | 1,431,478 | 913,847 |

| 荷物情報(求車)    | 令和3年3月   | 前年同      | 月比    | 前月比      |        |  |  |
|-------------|----------|----------|-------|----------|--------|--|--|
| 10110月刊(不平) | тмотол   | 增減数      | 増減率   | 增減数      | 増減率    |  |  |
| 登録件数        | 114, 923 | 1, 683   | +1.5% | 25, 001  | +27.8% |  |  |
| 成約件数        | 26, 766  | 2 5      | +0.1% | 3, 022   | +12.7% |  |  |
| 成約率         | 23. 3%   | ー0.3ポイント | _     | ー3.1ポイント | _      |  |  |

# 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

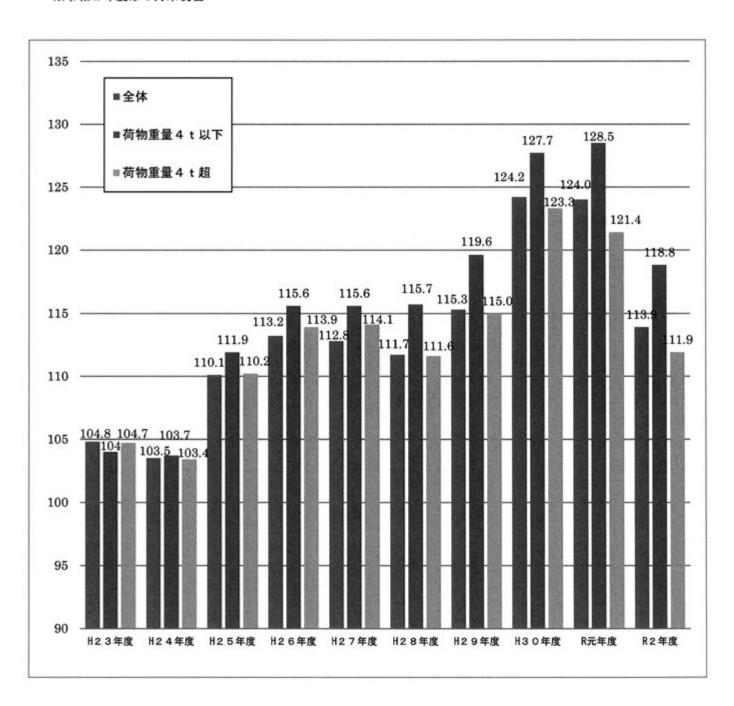
|        | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成22年度 | 100 | 98  | 96  | 100 | 105 | 102 | 101 | 103 | 107 | 104 | 104 | 110 |
| 平成23年度 | 111 | 108 | 106 | 109 | 108 | 108 | 106 | 106 | 109 | 105 | 104 | 111 |
| 平成24年度 | 108 | 103 | 102 | 102 | 107 | 107 | 106 | 105 | 112 | 107 | 106 | 113 |
| 平成25年度 | 108 | 106 | 107 | 108 | 112 | 111 | 111 | 115 | 119 | 114 | 115 | 126 |
| 平成26年度 | 114 | 113 | 111 | 115 | 116 | 117 | 119 | 119 | 122 | 116 | 115 | 119 |
| 平成27年度 | 115 | 116 | 114 | 114 | 117 | 117 | 117 | 118 | 121 | 115 | 113 | 117 |
| 平成28年度 | 116 | 115 | 111 | 111 | 116 | 115 | 114 | 115 | 121 | 113 | 114 | 120 |
| 平成29年度 | 115 | 114 | 112 | 113 | 118 | 119 | 118 | 122 | 127 | 119 | 122 | 126 |
| 平成30年度 | 121 | 118 | 118 | 123 | 130 | 136 | 133 | 131 | 137 | 128 | 127 | 132 |
| 令和元年度  | 130 | 128 | 124 | 124 | 130 | 131 | 131 | 129 | 130 | 126 | 123 | 126 |
| 令和2年度  | 120 | 116 | 111 | 113 | 118 | 117 | 115 | 117 | 123 | 119 | 117 | 121 |



#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

|              | 平成    | 令和    | 令和    |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度   | 2年度   |
| 全体           | 100   | 104.8 | 103.5 | 110.1 | 113.2 | 112.8 | 111.7 | 115.3 | 124.2 | 124.0 | 113.9 |
| 荷物重量<br>4t以下 | 100   | 104.0 | 103.7 | 111.9 | 115.6 | 115.6 | 115.7 | 119.6 | 127.7 | 128.5 | 118.8 |
| 荷物重量<br>4t超  | 100   | 104.7 | 103.4 | 110.2 | 113.9 | 114.1 | 111.6 | 115.0 | 123.3 | 121.4 | 111.9 |

※令和2年度は3月末現在



#### 〇成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

- ※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。
- ※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

#### 〇成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別 運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

#### OWebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。 なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 (公社)全日本トラック協会経営改善事業部 金子・大橋・長嶋TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会 キット事業部 松井 TELO3-3357-6068 会員各位

(一社) 香川県トラック協会

#### 令和3年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第 1366 号(※)を基に実施し、対話式で実施 する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いします。

敬具

※ 国土交通省告示第1366号とは、

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項事項の規 定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を 行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

# 令和3年度 乗務員一般講習会 参加申込票

# ・乗務員一般講習 (受講希望日に<u>✔</u>印をご記入下さい。)

| ✔印<br>記入欄 | 開催回     | 開催日時                   | 開催場所                          |
|-----------|---------|------------------------|-------------------------------|
|           | 第 233 回 | 6月26日 (土) 9:00 ~ 12:00 | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 234 回 | 6月26日(土)13:30 ~ 16:00  | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 235 回 | 7月24日 (土) 9:00 ~ 12:00 | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 236 回 | 7月24日(土)13:30 ~ 16:00  | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |

#### ○受講希望者データ

| 会 社 名     |  |
|-----------|--|
| 担当者名(記入者) |  |

|    |   | 氏 名                            |                                 | 生年月              | 月        |      | 乗務歴 | 乗務車種   |
|----|---|--------------------------------|---------------------------------|------------------|----------|------|-----|--------|
|    |   |                                |                                 |                  |          |      |     | (○印記入) |
|    | (ふりがな)  |                                | 昭和                              |                  |          |      |     | 大型     |
| 1  |   |                                | 平成                              | 年                | 月        | 日    | 年   | 中型     |
| 参加 | 口希望講習   | 第 233 回(AM)・第 234 回(PM)        | РМ)                             |                  | r Titel  |      |     |        |
| (C | )印記入)   | N4 200 E3 (1M) N3 201 E3 (1 M) |                                 |                  | 小型       |      |     |        |
|    | (ふりがな)  |                                | 177 <b>€</b> n                  |                  |          |      |     | 大型     |
| 2  |   |                                | 昭和 平成                           | 年                | 月        | 日    | 年   | 中型     |
| 参加 | 1希望講習   | 第 233 回(AM)・第 234 回(PM)        | - 年 925 日 (AII) - 年 926 日 (DII) |                  |          |      |     |        |
| (C | )印記入)   | 券 200 国 (AM) ,                 | * <del>M</del> 200              | EI (VIII) , Ap 4 | 230 년 (1 | WI)  |     | 小型     |
|    | (ふりがな)  |                                | H77.75                          |                  |          |      |     | 大型     |
| 3  |   |                                | 昭和平成                            | 年                | 月        | 日    |     |        |
|    |   |                                | 十八人                             |                  |          |      | 年   | 中型     |
| 参加 | *加希望講習<br>第 233 回 (AM)・第 234 回 (PM)・第 235 回 (AM)・第 236 回 (PM) |                                |                                 |                  |          |      |     |        |
| (C | )印記入)   |                                | - 男 235                         | 四(AM) · 弗?       | 236 〒 (F | INI) |     | 小型     |

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

会員各位

(一社) 香川県トラック協会

#### 令和3年度 乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬 具

# 令和3年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

# ・乗務員ステップアップ講習(受講希望日に✔印をご記入下さい。)

| ✔印<br>記入欄 | 開催回    | 開催日時                   | 開催場所                          |
|-----------|--------|------------------------|-------------------------------|
|           | 第 92 回 | 5月22日 (土) 9:00 ~ 12:00 | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 93 回 | 5月22日(土)13:30 ~ 16:30  | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 94 回 | 9月25日 (土) 9:00 ~ 12:00 | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |
|           | 第 95 回 | 9月25日(土)13:30 ~ 16:30  | 安全研修センター(高松市)<br>高松市福岡町3丁目3-6 |

#### ○受講希望者データ

| 会 社 名     |  |
|-----------|--|
| 担当者名(記入者) |  |

|   | 氏 名            |                       |         | 生年月日      |          |    | 乗務歴 | 乗務車種<br>(Op記入) |
|---|----------------|-----------------------|---------|-----------|----------|----|-----|----------------|
| 1 | (ふりがな)         |                       | 昭和 平成   | 年         | 月        | 日  | 年   | 大型<br>中型       |
| 1 | 7希望講習<br>)印記入) | 第 92 回(AM)・第 93 回(PM) | ・第 94 [ | 回 (AM)・第9 | 95 回 (PM | 4) |     | 小型             |
| 2 | (ふりがな)         |                       | 昭和平成    | 年         | 月        | 日  | 年   | 大型<br>中型       |
| 1 | 7希望講習<br>)印記入) | 第 92 回(AM)・第 93 回(PM) | ・第 94 [ | 回(AM)・第?  | 95 回 (PM | 1) |     | 小型             |
| 3 | (ふりがな)         |                       | 昭和平成    | 年         | 月        | 日  | 年   | 大型<br>中型       |
| 1 | 「希望講習<br>)印記入) | 第 92 回(AM)・第 93 回(PM) | ・第 94 [ | 回(AM)・第?  | 95 回 (PM | 1) |     | 小型             |

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

#### 会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

#### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うことと なっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会(6時間講習・16回)、事故惹起運転者講習会(7回)を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただいております。

敬具

#### ※初任運転者とは(指導の場合)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として 常時選任するために新たに雇い入れた者。(当該貨物自動車運送事業者 において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運 送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

#### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

#### 1. 開催日

#### <初任運転者講習会>

| 第1回  | <del> </del>  | 第2回   | 5月20日(木)  |
|------|---------------|-------|-----------|
| 第3回  | 6月3日(木)       | 第4回   | 6月24日(木)  |
| 第5回  | 7月8日(木)       | 第 6 回 | 8月 5日(木)  |
| 第7回  | 8月26日(木)      | 第8回   | 9月 9日(木)  |
| 第9回  | 10月 7日(木)     | 第10回  | 10月28日(木) |
| 第11回 | 11月11日(木)     | 第12回  | 12月 2日(木) |
| 第13回 | 令和4年 1月20日(木) | 第14回  | 2月 3日(木)  |
| 第15回 | 2月24日(木)      | 第16回  | 3月24日(木)  |

#### <事故惹起運転者講習会>

| <del>第1回</del> | <del>令和3年 4月22日 (木</del> ) | 第 2 回    | 5月27日(木) |
|----------------|----------------------------|----------|----------|
| 第3回            | 7月15日(木)                   | 第4回      | 9月16日(木) |
| 第 5 回          | 11月25日(木)                  | 第6回 令和4年 | 1月13日(木) |
| 第7回            | 3月10日(木)                   |          |          |

- 2. 開催時間 9:30~17:00
- 3. 場 所 四国交通共済会館
- 4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
- 5. 定 負 20名
- 6. 申 込 初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合 HPで 「講習・研修スケジュール」

(http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/) で申込状況 ご確認いただきお申込み下さい

- 7. 証 明 書 受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導 受講証明書が発行されます。
- 8. その他 筆記用具をご持参下さい。 ※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

# 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

| ✔印<br>記入欄 | 開 催 日         | ✔印<br>記入欄 | 開 催 日      |
|-----------|---------------|-----------|------------|
| 終了        | 令和3年 4月15日(木) |           | 5月20日 (木)  |
|           | 6月3日 (木)      |           | 6月24日 (木)  |
|           | 7月8日 (木)      |           | 8月 5日 (木)  |
|           | 8月26日 (木)     |           | 9月 9日 (木)  |
|           | 10月 7日 (木)    |           | 10月28日 (木) |
|           | 11月11日 (木)    |           | 12月 2日 (木) |
|           | 令和4年 1月20日(木) |           | 2月 3日 (木)  |
|           | 2月24日 (木)     |           | 3月24日 (木)  |

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください)。

| <b>▶</b> 印<br>記入欄 | 開    | 催日         | ✔印<br>記入欄 | 開作   | 崔 日       |
|-------------------|------|------------|-----------|------|-----------|
| 終了                | 令和3年 | 4月22日 (木)  |           |      | 5月27日(木)  |
|                   |      | 7月15日 (木)  |           |      | 9月16日 (木) |
|                   |      | 11月25日 (木) |           | 令和4年 | 1月13日 (木) |
|                   |      | 3月10日 (木)  |           |      |           |

※開講時間は、 $9:30\sim17:00$ (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック( $\checkmark$ )をお願い致します。 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

#### ○受講者データ

|   | ふりがな<br>氏 名 |      | 生年月日 |   |   |
|---|-------------|------|------|---|---|
| 1 |             | 昭和平成 | 年    | 月 | 日 |

#### ○派遣先データ

| 会社名  |   |       |  |
|------|---|-------|--|
| 会社住所 | ₸ |       |  |
| 電話番号 |   | FAX番号 |  |
| 担当者名 |   | 役 職   |  |

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

<sup>※</sup> 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

# 省エネ運転実践講習会のご案内

香川県トラック協会では、燃費の向上だけでなく、地球温暖化防止にも貢献でき、 安全運転にもつながる省エネ運転を促進するため、省エネ運転実践講習会を下記の日 程で開催いたします。

是非ともご参加下さるようお願い申し上げます。

記

1. 開催日

第1回 令和3年 5月 29日(土)

2. 開催時間

 $9:30\sim15:30$ 

3. 場 所

四国交通共済会館 2階 研修室 坂出市番の州公園6-6

4. 定 員

4 t 車 10名(先着順)

※8トン限定中型免許・中型免許・大型免許の資格のある方対象です。

5. 受講料

講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

6. 受講申込

別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、香ト協までFAX送信して下さい。 FAX 087-821-4974

令和 年 月 日

(一社) 香川県トラック協会 行 (FAX:087-821-4974)

会 社 名 担当者名 T E L F A X

# 令和3年度省工ネ運転実践講習会受講申込書

受講希望日に〇印をご記入ください

| 第1回 5月2 | 29日 | (土) |  |
|---------|-----|-----|--|
|---------|-----|-----|--|

#### 参加者

|   | ふりがな<br>氏 名 |      | 生年 | 月日 |   | 運転車両                             |
|---|-------------|------|----|----|---|----------------------------------|
| 1 |             | 昭和平成 | 年  | 月  | 日 | 4 t 車<br>8トン限定中型免許、中型免<br>許、大型免許 |

会員各位

(一社) 香川県トラック協会

# 令和3年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について (出場選手募集)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、交通法規の遵守や運転・点検技能の向上を目的に、標記コンテストを下記のとおり開催いたします。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、貴社ドライバーの出場につきまして 格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 実施日 令和3年7月3日(土)8:30 開会(受付8:00から)※雨天決行 ※台風等災害が予測される場合は延期。予備日7月17日(土) ※新型コロナウイルス拡大等の影響により、開催を中止する場合がありま すので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。
- 2. 会 場 香川県警察運転免許センター 高松市郷東町587-138
- 3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)、実科(日常点検・運転技能) ※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行うものとする。
- 4. 参加資格 ①会員事業所の在籍従業員で、推薦時において、過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故無違反であること。
  - ②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び 各部門を通じて全国大会に2回出場している者は除く。
    - (但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)
  - ③無資格者、並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者

及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。

- 5. 申込方法 令和3年6月4日(金)までに別添様式にて出場選手の申込をお願い致します。
- 6. その他 参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行いますので、後日、運転記録証明書交付申請書を送付しますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信下さい。

# 令和3年度香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

# (一社)香川県トラック協会長 殿

下記のとおり、当社在籍である従業員を申込します。

| 営業所名  | 印 |
|-------|---|
| 住所    |   |
| 代表者   |   |
| 担当者   |   |
| 電話番号  |   |
| FAX番号 |   |

|   | 出場部門            | 使用車両                  |       | 出場 | 選手 | ————————————————————————————————————— |      |
|---|-----------------|-----------------------|-------|----|----|---------------------------------------|------|
| 1 | 4トン部門 11トン部門    |                       | ふりがな  |    |    |                                       |      |
|   | トレーラ部門          | 2トン車                  | 氏名    |    |    |                                       |      |
|   | 女性部門            | 4トン車<br>11トン車<br>トレーラ | (生年月日 | 年  | 月  | 日/性別                                  | 男・女) |
|   | 4トン部門<br>11トン部門 |                       | ふりがな  |    |    |                                       |      |
| 2 | トレーラ部門          |                       |       |    |    |                                       |      |
|   | 女性部門            | 2トン車<br>4トン車          | 氏名    |    |    |                                       |      |
|   |                 | 11トン車<br>トレーラ         | (生年月日 | 年  | 月  | 日/性別                                  | 男・女) |
| 3 | 4トン部門<br>11トン部門 |                       | ふりがな  |    |    |                                       |      |
|   | トレーラ部門          |                       |       |    |    |                                       |      |
|   | 女性部門            | 2トン車<br>4トン車          | 氏名    |    |    |                                       |      |
|   | NITHAL 1        | 11トン車<br>トラーラ         | (生年月日 | 年  | 月  | 日/性別                                  | 男・女) |

☆出場部門を○で囲んで下さい。 (女性部門の場合は使用車両にも○をお願いします。)

会員各位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 香ト協助成金制度説明会の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の連絡は、別添の参加申込書にご記入のうえ、FAX(087-821-4974)にて5月28日(金)までにご返信をお願い致します。

敬具

記

1. 開催日時 6月11日(金)午前の部

(受付:10:00~ 説明会:10:30 ~ 11:30)

午後の部

(受付:13:00~ 説明会:13:30 ~ 14:30)

- ※新型コロナウイルス拡大等の影響により、開催を中止する場合があります ので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。
- 2. 開催場所 ホテルパールガーデン 別館「インペリアル」 香川県高松市福岡町2丁目2-1
- 3. 説 明 会 (1) 令和3年度香ト協助成金の概要について (2) その他

以上

香ト協宛て

FAX (087-821-4974)

# 助成金説明会申込書

記

1. 開催日時 6月11日(金)午前の部

(受付:10:00~ 説明会:10:30 ~ 11:30)

午後の部

(受付:13:00~ 説明会:13:30 ~ 14:30)

2. 開催場所 ホテルパールガーデン 別館「インペリアル」

|                | 助成金説明会参加申込                |      |   |  |  |  |  |
|----------------|---------------------------|------|---|--|--|--|--|
| 会社名            |                           |      |   |  |  |  |  |
| 参加者名           |                           | 参加人数 | 人 |  |  |  |  |
| 参加希望<br>(〇印記入) | 午前 • 4                    | 产 後  |   |  |  |  |  |
| ※参加が複数         | ての場合は、出席代表者名と参加人数をご記入下さい。 |      |   |  |  |  |  |

以上

会員各位

(一社) 香川県トラック協会

### 運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、6月23日(水)に下記の通り開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、参加希望の会員は参加申込票を記入の上、 5月31日(月)までにご返信下さいますようお願い申し上げます。当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までに申込み願います。

なお、<u>勉強会の当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させて戴きます</u>ので、 ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

また、この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 令和3年6月23日(水)9:00~17:00(8:30受付開始)
- 2 場 所 ホテルパールガーデン 新館 6 階 インペリアル 高松市福岡町 2 - 2 - 1
- 3 内 容 運管試験に向けての対応等
- 4 講師 ㈱城西自動車学校 ご担当者
- 5 その他 受講者が70名を超えると受講をお断りしますのでご容赦下さい。

### 参 加 申 込 票

| 会 | 社 | 名        |       |      |      |
|---|---|----------|-------|------|------|
|   |   |          | <br>, | <br> | <br> |
|   |   |          |       |      |      |
|   |   |          |       |      |      |
|   |   |          |       |      |      |
|   |   |          |       |      |      |
|   |   |          |       |      |      |
|   |   | 巫:进- 上 夕 |       |      |      |
|   |   | 受講者名     |       |      |      |
|   |   |          |       |      |      |

※ 香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

四連自旅第7号の3 四連自貨第3号の3 令和3年4月5日

一般社団法人 香川県トラック協会 会長 殿

四国運輸局

自動車交通部長

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

標記について、別添のとおり取り扱うこととされたので了知願います。 また、傘下会員等に周知願います。 四国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局技術・環境政策課長 (公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」(令和3年3月31日付け国自技環第202号、国自旅第497号、国自貨第130号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」(令和3年3月31日付け国自技環第206号、国自旅第498号、国自貨第131号)によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表) 令和3年9月1日から令和3年9月17日まで

### (2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

- ①申請対象車両 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)
- ②申請受付期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

### (3) 実績申請(交付要綱第5条第3項)

- ①申請対象車両 原則として、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの 間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長 に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限 る。)
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和3年 10月31日までに登録されたものにあっては、令和3年11月 30日までを申請受付期間とする。

# 国土交通省の補助事業「地域交通グリーン化事業」

令和3年度予算額 474百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス $(\mathsf{CO}_2)$ 排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

# 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

運輸部門における省エネの推進 → 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す。

# 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)

運輸部門におけるエネルギー起源CO2削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

# 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

- 地域交通のグリーン化のため、次世代自動車の導入支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実 現により、段階的に補助額を低減。
  - 電気自動車及びハイブリッド自動車等は、災害時等において電力供給による支援が可能。

# 通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及 の初期段階に到達 ハイブリッドバス、天然ガスパス、ハイブリッドトラック、 通常車両との差額の1/3 段階 第日 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業 0 天然ガストラック 車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両 職気タクシー、 電気トラック(パン)、 プラグイン・イブリッドタクシー 車両・充電設備等価格の1/4~1/5 第口段階 との価格差が低減 市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、 然料電池タクシー、電気パス、プラグイン パイブリッド 車両・充電設備等価格の1/3 第1段階 9 ... 積極的な支援が必要 0 戲腳 単語

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

### 令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

●事業 I (電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入)



### 令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

- ●事業Ⅱ(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入)
- ●事業Ⅲ(ハイブリッドパス、天然ガスパス、ハイブリッドトラック、天然ガストラックの導入)

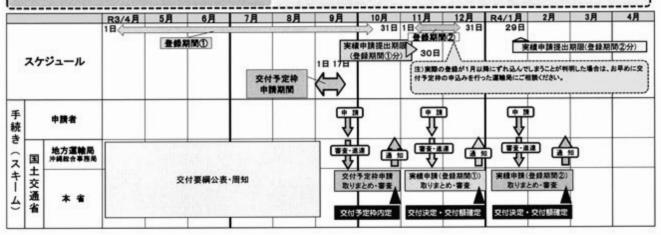
①登録後申請(実績申請)の場合 《対象:補助対象自動車・設備を令和3年4月1日から12月31日までに導入(登録)される方≫ ○手続きの流れ

(1)補助金交付枠申請書の提出<運用方針第4-1~6号様式》 補助金の申請をするには、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、 『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。

(2)実績申請書の提出《交付要綱第2号様式》 補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自 動車の登録時期①及び②に応じて、右記の期限まで に実績申請書(交付申請兼実績報告書)を窓口に提 出して下よい。

<登録時期> <提出期限> ①4/1~10/31 11/30(火)まで ②11/1~12/31 登録日から30日以内

申請期間:9/1(水)~9/17(金)



②登録前申請(通常申請)の場合 ≪対象:補助対象自動車・設備を令和4年1月1日から3月31日までに導入(登録)される方≫ ○手続きの流れ

(1)補助金交付枠申請書の提出 《運用方針第4.1~6号様式》

補助金の申請をされる方は、『補助金交付予定枠の内 定』を受ける必要があります。

申請期間:9/1(水)~9/17(金)

(2)交付申請書の提出《交付要綱第1号様式》

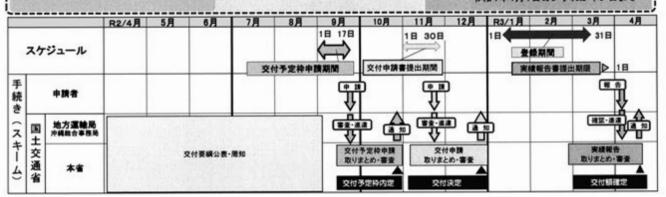
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限ま でに交付申請書を窓口に提出して下さい。

提出期間:11/1(月)~11/30(火)

(3)実績報告書の提出《交付要綱第11号様式》

補助金の交付決定通知を受け、補助事業(補助対象自動車の 導入・登録)が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を 窓口に提出して下さい。

提出期限:登録日から30日以内又は 令和4年4月1日のいずれか早い日まで



事務連絡令和3年5月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会会長楠木寿嗣(公印省略)

香ト協ホームページに求人情報を掲載しませんか?

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、香ト協ホームページでは「求人情報」ページを設置し、求人に関する URLの掲載を希望する事業者を募集しております。

掲載を希望される会員各位につきましては、下記注意事項をご確認の上、別紙申込書にて専用アドレス: kyuzin-driver@kagawa-truck.jp 宛お申込みください。

敬具

記

- ◎香ト協ホームページ掲載に係る注意事項について
  - 掲載料は無料です。
  - ・掲載内容は自社ホームページとします。
  - ・掲載内容に変更が生じた場合や削除を希望される場合も別紙申込書にて 必ずご連絡いただきますようお願いします。
    - 掲載後は削除依頼があるまで掲載されたままとなります。
  - ・掲載順は五十音順を予定しておりますが、更新手続き等により前後する 可能性がありますことをご承知おきください。
  - ・採用等に関しましては、当協会では一切の責任を負いかねます。

※お問合せは管理課 大三島宛 (☎087·851·6381) お願いします。

# 香ト協ホームページ 求人情報

# (掲載・変更・削除)申込書

※希望する項目に○をして下さい

| 事業者名        |         |
|-------------|---------|
| 住 所         | Ŧ       |
| 電話番号        |         |
|             | 役職      |
| ご担当者        | 氏 名     |
|             | メールアドレス |
| 掲載希望URL     |         |
| ※ホームページもしくは |         |
| 求人サイト       |         |

ご提出先:求人掲載専用アドレス: kyuzin-driver@kagawa-truck.jp



香労発基 0317 第 4 号 令和 3 年 3 月 17 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 香川県支部 支部長 殿



令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け 基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじ めとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組むとともに、平成29 年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体 等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

全国での昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(1月15日現在の速報値。別紙参照。)は、死亡を含む休業4日以上の死傷者数が919人、うち死亡者数が19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業が201人、製造業が190人で、全体の4割強がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数については、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せずWBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、令和3年の本キャンペーンを、別添の令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり 実施します。

貴会におかれましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、会員事業 場等に対し、要綱で示された「各事業場における実施事項」の周知を図ってい ただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の 御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知・取組に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染 症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

### 令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和3年3月2日制定

### 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を基本とし、各事業場で取り組んできたところである。また、昨年実施した「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」においては、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(1月15日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者919人、うち死亡者は19人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られている。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を 講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化 や死亡に至ることがないよう、期間中、事業者が WBGT 値を把握してそれに応じた 適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を 図る。

なお、職場においても、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を行いなが ら、熱中症予防措置を講ずる必要がある。

### 2 期間

令和3年5月1日から9月30日までとする。 なお、令和3年4月を準備期間とし、令和3年7月を重点取組期間とする。

### 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送 事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業 労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団 法人全国警備業協会

### 4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

- 5 後援(予定) 関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

### 7 主唱者の実施事項

- (1) 厚生労働省の実施事項
  - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
  - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
    - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介(チェックリストを 含む)
    - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
  - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
  - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
  - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
  - ア 会員事業場等への周知啓発
  - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
  - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
  - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
  - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うことと する。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

WBGT 値の把握の準備(10の(1)のア)作業計画の策定等(10の(1)のイ) 緊急事態の措置(10の(1)のク)

### (2) キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価(10の(2)のアからイまで)

作業環境管理(10の(2)のウ)

作業管理(10の(2)のエ)

健康管理(10の(2)のオ)

### (3) 重点取組期間中

作業環境管理、作業管理、異常時の措置(10の(3)のア、イ及びオ)

### 10 各事業場における詳細な実施事項

### (1) 準備期間中に実施すべき事項

### ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、令和3年度は、環境省、気象庁共同の熱中症警戒アラートが運用開始される予定であり、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

### イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する熱順化プログラム、WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値(別紙表1)を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

### ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

### エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

### オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を 準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射 日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正(別紙表 2)の必要性を考慮すること。

### カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、10の(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10の(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

### ク 緊急時の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の 対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

### ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照:

環境省熱中症予防情報サイト <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール:

### 建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe\_tech/leaflet/files/heat\_stroke\_risk\_assessment\_chart.pdf

### イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値(必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの)は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウから才までの対策を徹底する。

なお、防じんマスク及び市販の家庭用マスクについては、別紙表2による 衣服補正の対象に含まれない。米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の基準や ISO 7243(2017)においても、WBGT値の衣服補正の対象とされていない。

注)ACGIH(2007)Thermal Stress TABLE 1 Clothing-Adjustment Factors for Some Clothing Ensembles

ISO 7243 (2017) Table F. 1 WBGT CAVs for different clothing ensembles.

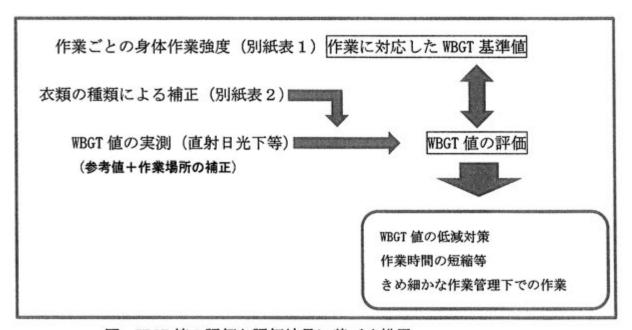


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

### ウ 作業環境管理

### (ア) WBGT 値の低減等

10 の (1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

### (イ) 休憩場所の整備等

10の(1)のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、

冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる 物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行 うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行 う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人 きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

### 工 作業管理

### (ア) 作業時間の短縮等

10 の (1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩 等を行うこと。

測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、10 の(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においてもマスクの着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、感染症を予防する観点から、人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。作業に応じ、あるいは休憩、打合せ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間などを踏まえ、家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用するよう、注意喚起すること。

### (イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、 7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特 に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよ う、計画的な熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中 断すると4日後には順化の顕著な喪失が始ま ることに留意する。

| かに指化して<br>いる状態 | 夏休み(4日間) | 減化の<br>表典 |
|----------------|----------|-----------|
|                | 1 2 3    |           |
| 医松宫 医锁缝        |          |           |

熱への順化ができていない場合には、特に10の(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

### (エ) 服装等

10の(1)の才で検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

### (オ) プレクーリング

WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

### 才 健康管理

### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に 対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、 ⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等
- (イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

### (ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導すると

ともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申 し出るよう指導する。

### 力 労働衛生教育

10の(1)の力の教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

### キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

### ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、 次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき補正値の有無を確認すること。
- (イ) 10 の(2) のウの(ア) の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ)入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化 の状況を確認すること。なお、熱への順化不足の疑われる労働者はプログラ ムに沿って熱への順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- (オ)作業場所のWBGT値の把握と結果の評価を行うこと。 評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

### (3) 重点取組期間中に実施すべき事項

### ア 作業環境管理

10 の(2) のウの(ア) の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

### イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値

に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ)水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹 底を図る。

### ウ健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

### 工 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

### オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

|      |                               | I   |      |        |     |
|------|-------------------------------|-----|------|--------|-----|
|      |                               |     | WBGT | 基準値    |     |
| 区分   | 身体作業強度(代謝率レベル)の例              | 熱に順 | i化し  | 熱に順化して |     |
|      |                               | ている | 人 ℃  | いない    | 人 ℃ |
| 0 安静 | ◆安静                           | 3   | 3    | 3      | 2   |
| 1 低代 | ◆楽な座位                         |     |      |        |     |
| 謝率   | ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)     |     |      |        |     |
|      | ◆手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組立てや    |     |      |        |     |
|      | 軽い材料の区分け)                     |     |      |        |     |
|      | ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のス     | 3   | 0    | 9      | 9   |
|      | イッチやペダルの操作)                   |     | ·    | _      | J   |
|      | ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) |     |      |        |     |
|      | ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き              |     |      |        |     |
|      | ◆小さい力の道具の機械                   |     |      |        |     |
|      | ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)         |     |      |        |     |
| 2 中程 | ◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)          |     |      |        |     |
| 度代謝  | ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び  |     |      |        |     |
| 率    | 建設車両)                         |     |      |        |     |
|      | ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立    | ,   | .8   | 9      | 6   |
|      | て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ    | 2   | .0   |        | U   |
|      | 作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む)         |     |      |        |     |
|      | ◆軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする        |     |      |        |     |
|      | ◆3.5~5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造       |     |      |        |     |
| 3 高代 | ◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ          | 気 流 | 気 流  | 気 流    | 気 流 |
| 謝率   | ◆シャベルを使う ◆大 ハンマー作 業           | を感  | を感   | を感     | を感  |
|      | ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る   | じな  | じる   | じな     | じると |
|      | ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/hの速さで歩く     | いと  | とき   | いと     | き   |
|      | ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする      | ㅎ   |      | ㅎ      |     |
|      | ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む         | 25  | 26   | 22     | 23  |
| 4 極高 | ◆最大速度の速さでとても激しい活動             |     |      |        |     |
| 代謝率  | ◆おのを振るう                       | 00  | 0.5  | 10     | 00  |
|      | ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする           | 23  | 25   | 18     | 20  |
|      | ◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く         |     |      |        |     |
|      |                               |     |      |        |     |

- 注 1 日本産業規格 Z 8504(人間工学―WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 ―暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。
- 注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

- 注 3 (参考) 休憩時間の目安※: 熱順化した作業者において、WBGT 基準値~1 ℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 ℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 ℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。
  - ※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典)米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正値

| 衣類の種類             | WBGT 値に加えるべき補正値 |
|-------------------|-----------------|
|                   | (°C)            |
| 作業服(長袖シャツとズボン)    | 0               |
| 布(織物)製つなぎ服        | 0               |
| 二層の布(織物)製服        | 3               |
| SMS ポリプロピレン製 つなぎ服 | 0.5             |
| ポリオレフィン布 製 つなぎ服   | 1               |
| 限定用途の蒸気不透湿性つなぎ服   | 11              |

- 注1) 補正値は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性防護服に使用して はならない。また、重ね着の場合に、個々の補正値を加えて全体の補正値 とすることはできない。
- 注2) JIS Z 8504 の改正が行われる場合には、当該 JIS を参考とすること。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

|               | 衣 3 然中企了仍自垤白万闽用工教育  |      |
|---------------|---|------|
| 事項            | 範囲  | 時間   |
| (1) 熱中症の症状*   | <ul><li>・熱中症の概要</li><li>・職場における熱中症の特徴</li><li>・体温の調節</li><li>・体液の調節</li><li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li></ul>   | 3 0分 |
| (2) 熱中症の予防方法* | <ul> <li>・WBGT値(意味、WBGT基準値に基づく評価)</li> <li>・作業環境管理(WBGT値の低減、休憩場所の整備等)</li> <li>・作業管理(作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等)</li> <li>・健康管理(健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等)</li> <li>・労働衛生教育(労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法)</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul> | 150分 |
| (3) 緊急時の救急処置  | <ul><li>・緊急連絡網の作成及び周知</li><li>・緊急時の救急措置</li></ul>   | 15分  |
| (4) 熱中症の事例    | ・ 熱中症の災害事例  | 15分  |

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、 (1) 及び(2) をそれぞれ 15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表4 労働者向け労働衛生教育(雇入れ時又は新規入場時)

|     | 事項       | 範囲   |
|-----|----------|--|
| (1) | 熱中症の症状   | ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節  |
|     |          | ・熱中症が発生する仕組みと症状  |
| (2) | 熱中症の予防方法 | <ul><li>・WBGT値の意味</li><li>・現場での熱中症予防活動(熱への順化、水分及び塩分の摂取、<br/>服装、日常の健康管理等)</li></ul> |
| (3) | 緊急時の救急処置 | ・緊急時の救急措置  |
| (4) | 熱中症の事例   | ・ 熱中症の災害事例   |

陸運労災防止協会香川県支部 支部長 楠 木 寿 嗣

### 第28回香川県フォークリフト運転競技大会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部は遵法精神と安全意識の高揚及びフォークリフト運転の知識と技術の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止活動の推進に資するため、標記大会を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴社のフォークリフト運転業務従事者から選抜を頂き、本大会への参加方につきまして、格段のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 令和 3年 6月26日(土) 9:00~13:00 (参加者多数の場合は終日)
- 2.会場 ㈱タクテック 高松市香西南町277-1
- 3. 部 門 一般の部・女性の部
- 4. 種 目 学科競技・点検競技・運転競技
- 5. 参加資格
  - ①当支部会員事業場の従業員であること。
  - ②フォークリフト運転技能講習終了後、1年以上経過していること。
- 6. 参加費 無料
- 7. 締 切 令和 3年 5月28日(金)
- 8. その他 優勝者は、愛知県で開催される全国大会へ香川県代表として推薦いたします。また、参加者には記念品を贈呈いたします。
  - ※今大会では新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、全国大会への出場選手数を制限されており、各部門1名ずつの推薦となっておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

## 第28回フォークリフト運転競技香川県大会出場申込書

|          | ^ | $\wedge$ | Ħ | ⊫n |
|----------|---|----------|---|----|
| $\wedge$ | 云 | 云        | 文 | 殿  |

| 住   | 所   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|---|
| 会   | 社 名 |   |   | Ø |
| 代 表 | 者名  |   |   |   |
| 担   | 当者  |   |   |   |
| 電   | 話   | ( | ) |   |

表記大会の参加選手を下記のとおり申し込みます。

記

| \$ | りが     | な    |     |   |     |   |    |
|----|--------|------|-----|---|-----|---|----|
| 選  | 手      | 名    |     |   |     |   |    |
| 年  |        | 齢    | 年   | 月 | 日 生 | ( | 才) |
| 現  | 住      | 所    |     |   |     |   |    |
| ファ | ォークリ   | フト   | `矛質 | 左 | Ħ   |   |    |
| 運車 | 云業 務 従 | 生事 歴 | 通算  | 年 | 月   |   |    |

| 修 | 了 | 証 | 番 | 号 | 第 |   | 号 |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 取 | 得 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |  |
| 交 | 付 | 機 | 関 | 名 |   |   |   |  |

(注) 出場選手の所有するフォークリフト運転技能講習修了証の写しを必ず 添付して下さい。

## 陸災防香川県支部会員の皆様へ

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部よりEメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

### お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部 FAX 03-3453-7561

| <b>事業場名</b> または<br>個人名 |       |  |
|------------------------|-------|--|
| 電話番号                   | FAX番号 |  |
| 都道府県                   |       |  |
| メールアドレス                |       |  |

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管

陸運労災防止協会香川県支部 災害防止団体 TEL 087-851-6251



# 会員名簿の変更等について

3年5月1日

当協会発行の会員名簿(令和2年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

| ページ | 会 社 名 他      | 変 更 内 容  |
|-----|--------------|--|
| 4   | 四国名鉄運輸㈱高松支店  | 代 表 者: 白方 寿人<br>指定代表者: 宮内 基樹   |
| 40  | (株)七宝総業      | 【 変 更 】<br>所在地 〒767-0032<br>香川県三豊市三野町下高瀬上新田1125-4<br>TEL(0875)24-9577 FAX(0875)24-9578 |
| 50  | <b>街飛島運輸</b> | 【退会】   |

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛 (TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。